海老名市立海西中学校ジャージ服製造事業者選定実施要項

1 目的

令和6年4月から海老名市立海西中学校の生徒が使用するジャージ服の製造業者を選定 します。

2 選定方法

販売店への卸売価格による見積合わせ

3 参加資格

- (1) 本要項を満たすジャージ服の製造が可能な製造事業者であること。
- (2) 海老名市立海西中学校に通学する生徒及び保護者が購入しやすい学校近隣の複数の 販売店へジャージ服を供給できること。
- (3) 令和6年4月に使用開始できる時期からジャージ服の販売を可能とし、購入を希望する生徒・保護者に安定して供給し続けられること。
- (4) 国、県又は他の地方公共団体から参加表明日において指名停止を受けてないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- (6)役員等が海老名市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員ではないこと。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (8) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

4 募集内容

ジャージ服(上着(長袖)、長ズボン、ハーフパンツ)

5 仕様

別添仕様書のとおり

使用素材については、別添仕様書と同等またはそれ以上の様態であること。

6 契約期間

契約締結日の日から令和8年8月31日まで

7 見込生徒数

令和6年度1学年 150人程度

<参考>令和5年5月1日現在 1年:163人、2年177人、3年147人

8 提出書類及び提出期限等

(1) 提出書類等

参加資格の要件に関する誓約書、見積書、仕様書 各1部 ジャージ服の見本 各1点

(2) 提出期限

令和5年7月21日(金曜日)17時15分まで(必着)

(3) 提出方法

郵送又は持参とする。持参の場合は、平日8時30分から17時15分までの間で受付。

(4) 提出先及び問合せ先(平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで)

〒243-0422 海老名市中新田 377 海老名市教育委員会就学支援課

電話 046-235-4918 FAX 046-231-0277

メール shugaku-shien@city.ebina.kanagawa.jp

9 審査結果発表

令和5年8月上旬予定

10 契約締結予定日

令和5年8月下旬以降の予定

11 その他

- (1) 本事業が中止になった場合も含め、本事業に関する費用については応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 見込生徒数はあくまでも見込みであり、見込数に達しない場合でも異議なく履行する。 在校生については、現在のジャージの着用を可とするため製造個数については留意 すること。
- (4)提出書類等に虚偽のある事が判明した場合、選定の決定を取り消す場合がある。
- (5) ジャージ服の製造が決定した事業者(以下「選定事業者」という。) は期限内に調整を図り、製作・納入に当たること。
- (6) 選定事業者は、採用されたジャージ服の詳細な仕様書を作成すること。
- (7) 選定事業者は、販売を希望する市内業者へ商品を提供すること。
- (8)選定事業者は、販売後の製品に関する諸問題及び転入生等に対する製品の準備には誠意をもって対応すること。
- (9)選定事業者は、業務を海西中学校の書面による事前の承諾なくして、第三者へ委託(請 負その他これに類する行為を含む。)してはならない。
- (10) この要項に定めるもののほか、必要な事項については学校長が定める。